

名古屋食品界

Nagoya
Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901名古屋市食品国民健康保険組合
名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号
愛旅連ビル 4 階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

新春ご挨拶

公益社団法人名古屋市食品衛生協会会長
名古屋市食品国民健康保険組合理事長

舟橋左門

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、食協会員及び食品国保組合員各位のご支援・ご協力に、心から感謝申し上げます。お蔭をもちまして、両団体の事業運営は、順調に推移いたしました。

ところで、本年も国際紛争、円安などによる原材料費の高騰や人件費の上昇が見込まれ、先行き不透明な状態が続くものと見込まれます。しかしながら、政府は令和七年度予算編成に向け、持続的・構造的賃上げなどを実現し、家計所得の伸びが物価上昇を上回る状況を作り出すなど「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）」で述べており、食品業界にとって良き年になるのではと期待しているところです。

さて、食品衛生協会は、本年も昨年と同様、ノロウイルス、カンピロバクター、アニサキスなどによる食中毒の防止対策に取り組んでまいります。更に、食協会員の皆さんによる自主衛生管理の推進はもちろん、手洗いの徹底や「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の実施を更に推し進めたく思っています。また、不幸にも食中毒が発生した場合、お客様への適切な補償とお店の営業継続を確実にするため、「食品営業賠償共済（あんしんフード君）」への加入の勧め・PRに努め、食協会員の増強を図っていきたく思います。

一方、食品国保組合については、組合員各位のご理解とご協力により、永年保険料の100%徴収を続けていて、これにより、当組合の事業運営が安定的になされており感謝に堪えません。

ところで、国保組合は、皆保険制度の実施以前から、業種別母体組織を軸として連帯意識と相扶共済の精神に基づいて、組合方式により保険者機能を発揮し医療保険制度の発展に寄与してきました。国保組合が更にその使命を果たしていくためには、「①現行国庫補助制度の維持改善、②組合の新設及び地区の拡大、③国保組合に加入できるよう適用除外承認の取扱いを緩和するとともに定率補助率13%を協会けんぽと同じ16・4%とすること等を求めて、全国国民健康保険組合協会を中心に全国の一五八の国保組合と一緒に、財務省、厚生労働省及び国会議員などに要望をしています。要望がかなえられることを期待しているところです。

なお、昨年一二月二日から健康保険証の発行はできなくなりましたが、今お持ちの当組合の健康保険証は有効期限内（本年八月三十一日）まで使用できます。大切にご利用のほど。新しい年が、私ども食品業界及び会員・組合員の皆様のお店のご発展、ご繁栄の年となりますことを心よりご祈念申し上げます。

本年もよろしくお願ひします

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
名古屋市食品国民健康保険組合

迎春

新年を迎えて



名古屋市長

広沢 一郎

明けましておめでとう
ございます。市民の皆様
には健やかに新春をお迎
えになられたことと、心
よりお慶び申し上げます。
昨年11月24日の名古屋
市長選挙におきまして、市
民の皆様から多くのご支
援を賜り、新たに市政を担
わせていただくことにな
りました。瞬く間に1か
月余りが経過しましたが、
この度新年を迎え、全力で

市政運営に取り組んでま
いる決意を新たにしたいと
ころでございます。私はこ
れからの4年間で様々な
施策に取り組み、名古屋を
豊かで楽しい街にしてい
きたいと考えておりまし
たので、皆様のご支援とご協
力をお願い申し上げます。
さて、今年度は愛知・名
古屋で開催されるアツア・
アツアパラ競技大会を翌
年に控えた重要な1年で

ございます。愛知県や大会
組織委員会と力を合わせ
て、開催に向けた準備を着
実に進めるとともに、様々
なイベントなどを通じて
機運醸成にも全力で取り
組んでまいります。この
大会を一過性のスポーツ
イベントに終わらせるの
ではなく、大会の開催効果
をスポーツの振興や交流
人口の拡大、国際交流の促
進、共生社会の実現、国
際競争力の強化といった
様々な分野に活かし、本市
をあらゆる面でパージョ
ンアップし、市民の豊かな
生活の実現につなげてま
いります。また、その先には
リニア中央新幹線の開
業も控えております。本市
を中心としたこの圏域が
国際的な交流の表舞台に
立つ、この絶好の機会を捉

え、名古屋大都市圏の中枢
として圏域全体の発展を
けん引するよう尽力して
まいります。
昨年は、わが国におい
て自然災害が相次ぎ、大
きな被害に見舞われまし
た。とりわけ能登半島に
おいては、地震や大雨被
害が立て続けに発生し、
多くの人的・住家被害が
発生し、自然の脅威を感
じずにはいられない1年
となりました。本市とし
ましては、引き続きハー
ド・ソフト両面の対策を
進めるとともに、本市職
員の災害対応力の強化は
もとより、市民の皆様に
対して、災害を「自分ご
と」として捉えていただ
くための取組みを行って
まいります。
最後に、本市は、大規

模災害への備えや急速に
進む少子高齢化への対応
また子育て支援や教育、高
齢者福祉の充実に加えて
地域経済の活性化など、取
り組むべき課題や施策が
多くございます。私はそれ
らを一つひとつ丁寧に解
決し、市民の皆様一人ひと
りが安心して、楽しく豊か
な生活を送ることができ
るよう取り組んでまいり
ます。そして名古屋を、住
む人にとって「あたたか
く、訪れる人にとって「き
て楽しい」「いて楽しい」
と感じられる街へと育て
ていけるよう邁進してま
いります。

令和7年元旦
名古屋市長 広沢 一郎

令和6年度 食品衛生表彰式

公益社団法人名古屋市
食品衛生協会の令和6年
度食品衛生表彰式が11月
12日、小嶋雅代名古屋
保健所長、名古屋市長
のふじた和秀顧問、愛
知県議会議員の寺西むつ
み顧問、始め、来賓のご
臨席のもと、名古屋市中
区の名古屋ガーデンパレ
ス3階、菜泉の間におい

て盛大に開催されました。
午後2時、三浦邦雄副
会長の開式の辞で表彰式
がスタート、舟橋左門会
長の式辞のあと、安藤栄
治副会長から選考経過が
報告されました。
名古屋市長表彰として、
優良施設7施設、優良従
業員7名、食品衛生功労
者7名、食品衛生指導員

功労者1名が小嶋保健所
長から表彰状を授与され
ました。
続いて、名古屋市食品
衛生協会会長表彰として
優良施設6施設、優良従業
員22名、食品衛生功労者10
名、食品衛生指導員功労者
4名が舟橋会長から表彰
状を授与されました。(3
面にお名前を掲載しまし
た。)

この後、10月23、24
日に東京で行われた中央
表彰の厚生労働大臣表彰
*
受賞者の皆様、誠にお
めでとうございます。



受賞者と受賞施設

(順不同、敬称略)

■名古屋市長表彰

【優良施設】

東 / 戸田屋
北 / 喫茶パープル
中村 / みやび
昭和 / 東雲
中川 / 高橋豆腐店
守山 / 鮎処 紫雲
天白 / 居酒屋千〜く

【優良従業員】

西 / 北 深雪、高杉 直、
山田里司、川北章博
中川 / 山下真希
港 / 中村達人、川部全佑子



舟橋会長 挨拶

【食品衛生功労者】

千種 / 木村智子
北 / 柴田加代子
中村 / 稲熊秀紀
昭和 / 水野泰孝
中川 / 杉村武宏
守山 / 野呂 力
緑 / 平松哲也

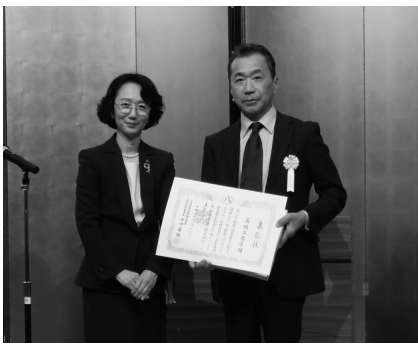
【食品衛生指導員功労者】

緑 / 小幡晴美

■名古屋市食品衛生協会

会長表彰

北 / 食パン屋 夢幸房



【食品衛生功労者】

名東 / 尾島圭祐、加藤進一、
宮城 新
千種 / 西岡満里子、水野 啓
西 / 小出昭和
中村 / 森 重之
中 / 奥村 豊、宮坂和行
昭和 / 成田憲治
南 / 伊藤照泰
緑 / 吉村雅行
名東 / 加藤 明

【食品衛生指導員功労者】

東 / 杉山智彦
中村 / 林 茂彦
熱田 / 齋木 進
天白 / 林 武広

【優良従業員】

西 / 平野晴人、竹内真司
中村 / 鈴木健一、宮林政吉
中 / 伊藤誠江子
瑞穂 / 原田佳奈江
熱田 / 中村栄二、江崎文彦
伊藤智和、井上 允
松葉拡充、万田正広
中川 / 岡本久美子
港 / 竹内精英
南 / 竹之越由香、土谷昌史
守山 / 大崎雅世子



厚生労働省認可共済

さらに補償が拡大!!

あんしんフード君 (総合食品賠償共済)

食中毒だけでなく、業務上の過失による事故(施設賠償)、お預かり品にかかわる事故(受託物賠償)を含め、食品等事業者のリスクをトータルに補償します。

オールインワンで安心補償!

生産物賠償リスク + 施設リスク + 漏水リスク + 受託物リスク + 携帯品リスク

●食中毒
●異物混入等

●従業員の過失
●施設の欠陥等

●店舗内の漏水で
階下の施設を汚損

●お預かり品にか
かわる損害

●店舗内で食事
中に盗難

納得の掛金で
安心補償

ワンランク上の総合食品賠償共済誕生!
「スーパーあんしんフード君」

「あんしんフード君」に休業補償特約と傷害補償特約を付加したい人必見!!
「あんしんフード君」に特約を別々にご加入されるよりも割安でご加入できます。

●弁護士無料電話相談サービス
お客さまトラブル等についてのより良い解決案、
対応のアドバイスが受けられます。

公益社団法人日本食品衛生協会 共済部
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-6-1
TEL.03-3403-2115 FAX.03-3403-2734

令和六年度業態組合長会 保険料納付優秀組合296組合表彰される

昨年十二月四日（水）、令和六年度業態組合長会が、名古屋市中区錦三丁目「名古屋ガーデンパレス」で開催されました。参加組合長は、一一〇名で、食品国保組合の令和五年度事業状況と決算状況、国保組合をめぐる最近の動向・課題などについて説明があり、熱心に聴き入っていました。

組合長会終了後、二九六組合が保険料納付成績優秀組合として表彰されました。

■業態組合長会

食品国保から、次のような説明がありました。
①令和五年度事業並びに決算状況について



挨拶する舟橋理事長

五年度の一人当たり医療費は、二十三万二千二百円（前年度二十一万三千九百二十二円）と、前年度比プラス七・五三%となり過去最高の額になりました。被保険者は、年間千八百二十四人の減（前年度千三百一十二人増）の一万五千八百一十六人（同一万六千九百九十六人）となりました。収支決算では、剰余金は三億七千七百四十五十三円（前年度四億九千五百一十三万八千八百一十二円）となりました。単年度収支では一億八千八百七十六万九千二百円（赤字）でした。

②令和六年度上半期の事業状況について

《被保険者の状況》

令和六年度上半期（四月から九月まで）の半年間で、被保険者数は二百六十三人減（前年千六百人減）となり、一万五千五百四十九人（同一万五千九百九十人）となりました。また、

事業主（甲組合員）は百四十六人減（前年四百七十六人減）、従業員（乙組合員）は百三十四人増（前年六十八人増）となり、甲組合員の家族は百九十九人減、乙組合員の家族は六十一人減となり、トータルで被保険者数は二百六十三人の減となりました。

六十五歳以上の被保険者数は、九月現在千五百四十三人（前年千七百二十一人）となり、全被保険者数一万五千五百四十九人（前年一万五千九百九十人）に占める割合は九・九%（前年一〇・八%）と一〇%を下回ることとなりました。このため、前期高齢者納付金の納付額が更に増加すると予想されます。六年度予算においては、四億五千二百余万円計上していません。

《医療費の支払状況》

令和六年四月から八月までの一人当たり医療費

（費用額）は、前年度比マイナス七・三三%（前年一六・七四%増）となりました。当組合が病院など医療機関に支払った金額は、八月までの五カ月間で、十億三千九百七十四万余円（前年十三億二百八十八万余円）となり、前年より二億六千二百四十四万余円減少しています。

《高額医療費の支払状況》
令和六年四月から八月までの高額医療費の支払状況は、前年度と比較しますと、約二%減少しました。前年は、一人で一ヶ月三千五百万円前後の超高額医療費の事案が二件発生したことをはじめ、百万円以上の高額医療費の事案が多数発生したことにあります。

《後発医薬品（シエネリック医薬品）の利用促進》

後発医薬品の利用促進の成果が報告されました。令和六年二月から同年八月請求分までの七ヶ月間の「数量シェア」（後発医薬品件数÷（切替可能な先発医薬品件数＋後発医薬品



組合長会会場

件数）は、八四・三五%（前年八三・一六%）で、国の目指す八割超えは達成しています。後発医薬品を利用していただくことにより、医療費の削減に寄与していただいております。

《特定健診の受診割合》
受診割合についてみますと、令和四年度の割合は二九・七〇%（前年二八・三二%）で国保組合の平均五一・〇%（前年四九・〇%）と比べて、かなり低位に甘んじています。四十歳以上の組合員とその他の家族の方で未だ受診されていない方は、是非、健診にお運びください。
検診料は、全額組合が負担しています。

■保険料納付成績優秀業態組合の表彰

組合長会終了後、五年度保険料納付成績優秀業態組合の表彰が行われました。被表彰組合には、表彰状と記念品料が贈呈されました。表彰された組合は、市内組合二〇三組合（前年度二一三組合）、市外組合九三組合（同九四組合）、合計二九六組合（同二〇七組合）でした。

被表彰組合は、全組合の九四・〇％（前年度九五・三％）です。未達成組合は六・〇％（同四・七％）の一九組合（同一五組合）でした。前年度より達成組合が少なくなりました。未達成組合にありましては、被表彰組合を目指して努められるようお願いいたします。

被表彰組合は、令和五年度の一年間、毎月二十五日までに、保険料を全額徴収納付された組合です。本当にご苦労さまでした。

確定申告の時期がまいります 医療費控除お忘れなく！

確定申告の時期（三月）がもうすぐです。雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など十五種類の所得控除があります。

◆医療費控除

この所得控除の中に「医療費控除」があります。昨

年中に支払った家族全員の医療費から、所得金額の百分の五の金額と十万円のうちいずれか少ない金額を差し引いて残った金額が医療費控除の対象金額となります。

控除できる最高限度額は、二百万円です。



表彰を受ける北地区代表



表彰を受ける東地区代表



表彰を受ける昭和地区代表



表彰を受ける中村地区代表



表彰を受ける南地区代表



表彰を受ける港地区代表



表彰を受ける喫茶組合代表



表彰を受ける飲食組合代表

◆社会保険料控除

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、厚生年金保険料などが社会保険料控除の対象です。当組合の国民健康保険料の支払証明書は業務グループ（052-261-7661）で発行します。必要な方はお申し出ください。

◆医療費削減のために！

ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使いましょう。

◆いつまでも健康であり続けるために！

特定健診・特定保健指導（メタボ健診）まだの方はお忘れなく。



令和六年度

国保組合被保険者全国大会

東京・有楽町朝日ホールで開催

一般社団法人・全国国民健康保険組合協会（全協・加盟一三三組合、会長渡邊芳樹）は、昨年十一月十三日（水）午後一時三十分、東京・有楽町朝日ホールにおいて「令和六年度国民健康保険組合被保険者全国大会」を開催し、国保組合への国庫補助について現行の制度を維持改善することや組合の新設・地区拡張の扱いの緩和などを求める七項目を決議・採択しました。

大会には、来賓として、厚生労働省の唐木啓介国民健康保険課長、国保中央会原勝則理事長らから挨拶をいただきました。

大会は、来賓の挨拶の後、スケジュールに従い、深谷茂喜全協常務理事の情勢報告後、提案説明、大会議決が提案され、次の七つの事項を満場一致で決議し、政府、国会及び関係機関に要請することとしました。

（決議事項）

一、国保組合に対する現行国庫補助制度を維持改善すること

一、国保組合の新設を認め、その地区は都道府県単位とし拡張の取扱いを緩和すること

また、統合・合併により運営基盤の拡大を図る国保組合に対する財政面を含む支援を拡充すること

一、同種同業に従事する者がその業種を対象に設立された国保組合に加入できるよう健康保険適用除外承認の取扱を緩和することともに、組合特定被保険者に係る補助率（13%）を協会けんぽ並み（16.4%）に引上げること

一、医療保険の適用拡大は、医療保険部会において議論を尽くし一定の歯止めをかけることともに、同業者連帯により保険者機能を発揮してきた国保組合の組織を守り、国保組合被保険者の地位の安定が図られる仕組みとする

一、子ども・子育て支援制度の創設にあたっては、支援金の賦課・徴収（施行準備業務を含む）を担う国保組合に対する十分な支援を行うこと

一、出産育児一時金、高額医療費共同事業、特定健康診査等国庫補助金について所要額を確保し、保険者インセンティブに対する国庫補助を充実すること

一、医療保険制度の改正や医療DXの推進にあたっては、事務処理方法の決定に保険者の意見を反映させることともに、国の責任において財政支援をはじめ必要な措置を講じること

大会終了後、関係方面へ陳情のため、直ちに、参加者を次の五つの陳情班に編成しました。

- ①厚生労働省班
- ②財務省班
- ③衆議院第一議員会館班
- ④衆議院第二議員会館班
- ⑤参議院議員会館班

陳情班は、それぞれの陳情先に対し、大会で議決した要望書を手渡し、七つの大会議決事項の実現に向け強く要望、陳情しました。

令和六年度

国保制度改善強化

全国大会

国民健康保険中央会及び全国国民健康保険組合協会など九団体の主催による「国保制度改善強化全国大会」が、昨年十一月十五日（金）、東京・平河町の砂防会館において開催されました。

大会では、国民健康保険が直面する諸問題の改善を期して、十二の決議事項が満場一致で採択され、大会終了後、決議項目の実現に向け政府や国会議員関係者に陳情しました。

主な決議事項は、次のとおりです。

- 医療保険制度の一本化を早期に実現すること
- 国民健康保険組合の健全な運営を確保すること
- 国保の財政基盤強化のための公費投入の確保を確実に実施するとともに、保険者努力支援制度等が有効に活用されるよう、適切な評価と財政支援の充実を図ること

●被用者保険の適用拡大の検討に当たっては、国保の安定的な財政運営を確保し、保険者機能を堅持する」という観点を踏まえること

●子どもの医療費助成等の地方単独事業に係る国庫負担減額調整措置の全廃及び子どもに係る均等割保険料（税）の軽減制度の拡充を行うこと

●生活保護受給者の国保等への加入の議論については、見直しを行わず国としての責任を果たすこと

●国保連合会が地方自治体の医療・保健・介護・福祉業務支援の役割を十分に果たせるよう、必要な措置を講じること

●国民の健康保持・及び医療費適正化に向けKDBシステムの更なる活用を進めるため、制度的役割の拡充を図るとともにシステムの更改等に係る財政措置を講じること

●オンライン資格確認等システムの普及やデータヘルス改革の推進に当たっては、国の責任において財政支援の充実をはじめ必要な措置を講じること

△ご注意ください!

令和6年12月2日から
 現行の健康保険証は
 発行されなくなります

※令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は令和7年8月31日まで有効です

とって
 も
 カンタン!

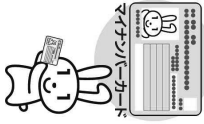
医療機関等を受診の際は
 マイナンバーカード
 をご利用ください

1 受付

マイナンバーカードを
 カードリーダーに
 置いてください。

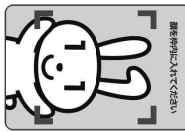


カードリーダーで
 マイナンバーカードを
 保険証として登録
 できます!



2 本人確認

顔認証または
 4ケタの暗証番号を入力してください。



顔認証

OR



暗証番号

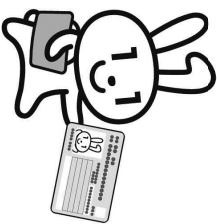
3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
 利用について確認してください。



4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

1 マイナンバーカードを健康保険証として利用する (マイナ保険証) ための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請 (マイコン・スタートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー) で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測し治療に役立てることができます。また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。事故や災害時にも、お薬情報が共有されて安心です。

手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

大切なお知らせ

- 令和6年12月2日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12月2日以降、当組合の場合は令和7年8月31日まで使用可能です。
 - 令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、お手元にある健康保険証が使えなくなる前に、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療機関・薬局等を受診することができます。
 - マイナ保険証をお使いの場合は、マイナンバーカードの券面にある電子証明書の有効期限をご確認の上、期限切れにご注意下さい。
- ※券面に記載がない場合は、発行から5回目の誕生日までです。
 マイナポータルでも確認できます。

マイナポータル
 0120-95-0178
 5番を速断のうえ、番号ガイダンスにしたがってお進みください。
 受付時間 午前9時30分～午後5時30分

マイナンバーカード
 の健康保険証利用に
 ついてもこちら
 のQRコードを
 読み取ってください

